

宮城県社会保障推進協議会  
北海道・東北ブロック事務局長会議〈報告〉

**みやぎユーザーズアクション 県へ要望書提出！  
私たち精神障害者の仲間で移転に賛成している人は  
私の知る限り1人もいない！**



4月10日（月）みやぎユーザーズアクション実行委員会では、「県立精神医療センターの富谷市移転撤回を求める要望書」及び2.23「宣言文」とメッセージ用紙を宮城県へ提出しました。ユーザーズアクションからは11名が参加。県は保健福祉部長、担当課長他が対応しました。



県からは県立委精神医療センター富谷市移転を前提にした回答に終始し、精神医療ユーザの寄り添う姿勢を感じる返答はありませんでした。

移転先となる住環境整備について問いただしても「努力していく」とのあやふやな回答となり、参加者からは「“努力していく”では回答になっていない。当事者の命に関わる問題だ」と指摘する意見がだされています。

懇談に先立って、ユーザーズアクションが呼びかけた県庁前の集会には22名が参加。横断幕をやプラカードを掲げ、富谷市移転反対を訴えました。

（要望書とメッセージを手渡すユーザーズアクション代表）

# みやぎアピール大行動実行委員会 県への要望書提出 “4病院再編統合・移転の撤回を！”



4月19日（水）みやぎアピール大行動実行委員会で行った「4病院再編撤回を求める要望書」を県に提出し懇談を行いました。この要請には実行委員会から10名が参加。県保健福祉部長他3名が対応しました。

実行委員会代表からは「福祉や医療って僕たちにとって一番生きていく上で必要なもので、もっと僕たち当事者の意見を聞いていただきたい」と述べ、参加者からも移動の困難さや環境変化への適応の困難さを訴えました。

また、要望書提出後に行われた懇談冒頭の部長からの要望書に対する回答では「審議会の意見を受け富谷市移転となった」と受け止められる発言があり、事実と異なる認識に議論が紛糾する場面もありました。この懇談には、県議会議員5名も同席頂きました。



## 宮城県立精神医療センターの富谷市への移転方針に関し、 その是非を含めて患者等の意見を尊重した決定を求める会長声明

宮城県は、仙台赤十字病院（仙台市太白区）と県立がんセンター（名取市）を統合して名取市に新病院を建設し、県立精神医療センター（名取市）と東北労災病院（仙台市青葉区）を合築して富谷市に建設する方針を示している。

宮城県は、当初、東北労災病院、仙台赤十字病院（仙台市太白区）及び県立がんセンター（名取市）の3病院の連携・統合・移転の方針を示していたが、2021年9月9日に公表した「政策医療の課題解決に向けた県立病院等の今後の方向性について」において、県立精神医療センターを加えた4病院の再編・統合・移転の方針に変更した。

宮城県は、2021年9月に県立精神医療センターの富谷市への移転方針を示す以前も、示した以降も、同センターを利用する患者やその家族、同センター周辺の地域精神医療と福祉に携わっている方々及び障害者を代表する団体等との協議を行っていない。これ

らの患者らからは県の方針に反対し、あるいは懸念を示す声が数多く挙がっている。2023年2月8日に開催された宮城県精神保健福祉審議会においても、県の方針への反対や懸念を示す意見が大勢を占めた。

障害者の権利に関する条約（日本は2014年1月20日に批准）第4条第3項は、「締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。以下この3において同じ。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。」と定めている。これは、「Nothing About Us Without Us（私たちのことを私たち抜きに決めないで）」という同条約の基盤となる考えを表している。

また、障害者基本法第10条第2項も、「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。」として条約と同趣旨の内容を定めている。

しかるに、宮城県は、県立精神医療センターの富谷市への移転方針について、現在のところ、障害者を代表する団体を通じて障害者と緊密に協議することも、障害者を関与させることもしていない。

宮城県の村井嘉浩知事は、定例記者会見において、「いろいろな団体であったり、あるいは患者さんのほうにこちらから足を運んでお話を聞くような機会を設けていくということをしていきたい」（2023年3月20日）、「できれば6月議会の前に一度二度やればやりたい」（同年4月10日）と述べる一方で、「1つの病院を動かすためだけに住民意見をとということも重要ですが、まずは全体をどうすればいいのかという全体を見た上で判断をしていかなければならない。」（同年3月20日）と述べており、県立精神医療センターの富谷市への移転方針自体を変更する意思のないことを示している。

このような宮城県の姿勢は、県立精神医療センターの移転という重大な政策決定過程において、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めているとはいえず、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法に反するものと言わざるを得ない。

また、障害者の権利に関する条約第19条は、「締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適切な措置をとる。」と定めている。しかるに、安易に同センターの富谷市移転を行えば、患者らが、長年にわたり構築されてきた周辺の地域の作業所やグループホーム等の生活基盤から断ち切られる事態に陥りかねず、そうなれば障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を奪うことになり、同条約に反するものと言わざるを得ない。

よって、当会は、宮城県に対し、宮城県が提示している県立精神医療センターの富谷市への移転方針に関する意思決定過程において、移転方針の是非を含めて、同センターを利用する患者や家族、同センター周辺の地域精神医療と福祉に携わっている方々及び障害者を代表する団体等の意見を十分に聴取し、その意見を尊重した施策を立案するよう求める。

2023年（令和5年）4月27日

仙台弁護士会  
会長 野呂 圭





県が主導する仙台医療圏4病院の再編構想で、名取市の市民団体「精神障害者のくらしと医療を考える仙南ネットワーク」が19日、県立精神医療センター（名取市）の富谷市移転による通院負担を明らかにしようとして、当事者を連れ立って名取から富谷への通院ルートを体験した。鉄道、地下鉄、バスを乗り継ぎ、「1人では無理」と訴えた。

体験したのは、名取市内の精神障害者グループホームに27年入居するさゆりさん（66）＝仮名＝。2週に1回ずつ、施設車でセン



電車やバスを乗り継ぎ、センター移転候補地に向かう精神障害者の当事者

名取

## 乗り継ぎ2回 通院1時間半

富谷

ターに通院している。「電車に乗ったのは、東日本大震災より前。乗り場はどこですか」。午前9時32分、JR名取駅を列車で出発。仙台駅は構内が複雑なため、長町駅で下車し、仙台市地下鉄南北線長町駅へ向かった。

券売機で「ふくし」のボタンを押して半額の切符を買うのも、施設職員が手助けした。公共交通機関を乗り継いだことがほぼなく「忘れちゃうから」とメモ

帳に書き込む。泉中央駅で降り、宮城交通のバスに乗り換えて下車。移転先の富谷市明石台地区に着くまで約1時間半を要した。

「乗り継ぎを覚えるのは大変だし、こんな遠いなん

### 当事者体験「1人では無理」

て。誰かに付き添ってもらわないと通えない」とさゆりさんは不安を募らせた。

仙南ネットの小泉潤代表は「精神医療センターの患者は県南在住が多く、1人で通うのは負担が重過ぎる」と移転を取りやめるよう訴える。県は、仙台赤十字病院（仙台市太白区）と県立がんセンター（名取市）を統合する名取の新病院に精神科外来機能の設置を提案中だが、「患者の数に対し、十分な受け皿にならない」と述べた。

## △△△ 4病院再編 ▽▽▽

### 障害者団体が 県に撤回要望

県が主導する仙台医療圏4病院の再編構想で、障害者団体や支援団体でつくる「みやぎアピール大行動実行委員会」は19日、県立精神医療センターの富谷市移転などの方針を撤回するよう求める要望書を県に提出した。

要望書は、富谷市でセンターと合築する構想の東北労災病院（仙台市青葉区）について、障害者の職業訓練などの役割を担うと指摘。「病院の機能が消滅あるいは縮小されれば、障害者の生活や人生設計に大きな影響がある」と訴えた。

驚見俊雄代表らが県庁を訪れ、志賀慎治保健福祉部長に要望書を手渡した。



再編構想の撤回を求める要望書を提出する驚見代表（左）

驚見代表は「僕たち当事者の意見が聞かれない。どんどん進められ、今日に至っている」と批判。障害者が地域で暮らすために理解を得るのは時間がかかるとし、「富谷に行けばまたゼロから。そんな無謀なことをしようとしている」と述べた。

志賀部長は「再編構想は県全体の政策医療の課題解決を進めさせるためのもの」と説明。「名取の診療態勢や皆さんの生活をどのように維持していけるのか、具体的な検討につなげたい」と語った。

## 精神医療センター

# 移転反対当事者と面会

## 知事、協議打診も不調

県が主導する仙台医療圏4病院の再編構想を巡り、村井嘉浩知事が県立精神医療センター（名取市）の富谷市移転に反対する精神障害がある当事者と面会していたことが16日、分かった。知事は当事者を集めて直接意見を聞く場を今月中に設けることを打診したが、相手方から「移転ありきではガス抜きにしかない」との見解が示され、協議は不調に終わった。

県などによると、面会は  
今月12日に非公開であつた。移転に反対する団体の関係者2人を県庁に招き、  
県幹部らも同席した。

村井知事は26日にセンターで当事者の意見を聞く集まりを持つ意向を伝え、協力を求めたという。面会した当事者はその場では回答

を保留し、後日、協力できないと県に報告した。

知事と面会した1人は「『当事者の話を聞いた』という知事のパフォーマンスに使われるだけになると思い断った」と話した。

県は「当事者の意見を聞き、今後の医療態勢などに反映させることは大切だ。

今回はまとまらなかったが、これで終わりではなく、引き続き調整を続けていきたい」と強調した。

村井知事は再編構想に当事者らの意見が反映されていないとの批判を受け、県議会6月定例会の開会前に複数回、意見聴取の機会を設け、一部には自身が参加

する考えを明らかにしていた。





## 県「病院整備の確実性の高い富谷市明石台において、 精神医療センターの移転整備を進めたい」 県精神保健福祉審議会に「県の考え方」諮問

5月31日（水）令和5年度宮城県精神保健福祉審議会が開催され、多くの傍聴者が見守る中、県立精神医療センター富谷移転は認められないという意見が今年2月の審議会同様大勢を占めました。

審議会の議論はマスコミ各社で報道されていますが、報道にない意見では、日本経営が調査提出した内容について（資料1の30ページ <https://onl.la/UwA9pDH>）【外部環境と課題】「特に、精神科単科の病院が算定する回復期・慢性期系入院料での減少が顕著であり、（中略）これは長期療養している入院患者の高齢化に伴う死亡退院の増加が主な要因と考えられる」を問題視する意見が出されました。宮城県は全国的にも認可病床数が基準を下回る時期があり、県が病床数を増やした結果、新たに増えた病床のほとんどが認知症高齢者となったことで「死亡退院の増加」という宮城県の特徴がこの内容からはくみ取れないと指摘。この調査内容が数値のみで一人歩きすることへ懸念する発言もありました。また、この調査に関わる【免責事項】「その内容の正確性を保証するものではありません。」を疑問視する意見が出されています。

移転問題についても、4病院再編以前から県立精神医療センター移転場所が名取市内にないことが県から報告されてきたことで、日赤・がんセンター移転は植松に土地が確保された経緯から「県立精神医療センターが後回しにされ、わりを食っているのでは？」という点の指摘する問いに対して、県から納得のいく返答はありませんでした。

移転問題とは別にセンター老朽化について、修繕費や診療機能に対する県予算付けを求める意見が強く出されていたことも今回の審議会の特徴です。



精神医療センターの富谷市移転計画を議論した審議会

## 4病院再編

精神医療センター富谷移転

# 審議会「認められない」

## 県提案に批判相次ぐ

県立精神医療センター（名取市）の富谷市移転計画を検討した31日の県精神保健福祉審議会で、富田博秋会長（東北大学大学院医学系研究科精神神経学分野教授）はこの日の議論を総括し、「現在の提案では県の考えを審議会として認めることはできない」と述べた。（1面に関連記事）

富田会長は出席委員18人の総意として「（県南の患者向けに設置される）南の外来機能に具体性がなく、当事者や家族が安心できる説明になっていない」と強調。老朽化が進むセンターの現状を改善するための予算措置も県に求めた。

東北労災病院（仙台市青葉区）との合築で身体合併

症患者への対応が充実するとの県の説明に、岡崎伸郎委員（県精神保健福祉協会理事）は「不可能であり、絵に描いた餅ならいくらでも言える。運営母体の違う病院で往診などを円滑にやるのは難しい」と語った。

県立がんセンター（名取市）と仙台赤十字病院（太白区）を統合する名取市の新病院に設置予定の精神科外来機能については「県南に外来を置けばいいという発想自体がおかしい」（岩館敏晴委員）「医療だけでなく県南の障害者福祉をどう考えるかが見えない」（姉齒純子委員）などの指摘があった。

県が新センターの開院時期の想定を複数の移転先ごとに示し、富谷市移転が「現実性が高い」としたこと、原敬造委員（県精神神経科診療所協会顧問）は「結局はそこ（富谷市移転）に向かつて物事を進めている。具体的にデータを出した議論をわれわれに対してしていない」と批判した。

## 精神障害者のくらしと医療を考える仙南ネットワーク & みやぎユーザーズアクション実行委員会 ＜みやぎ4病院再編問題＞ 立憲民主党国会議員との懇談



4/15（土）県立精神医療センター富谷市移転反対の仙南ネットとみやぎユーザーズアクション共催で、立憲民主党 石垣のり子参議院を迎えての懇談会を開き、精神医療ユーザーや支援者など8名が参加しました。

懇談では当事者不在の移転問題について知事に対する厳しい意見や、名取市内でがんセンター西側に地権者要望などにも触れた意見や状況の報告を共有。精神医療ユーザーの訴えと4病院再編反対への支援を求める要望を行いました。

## 宮城県の去年2022年 合計特殊出生率 1.09 の 衝撃！

(前年比-0.06ポイント)

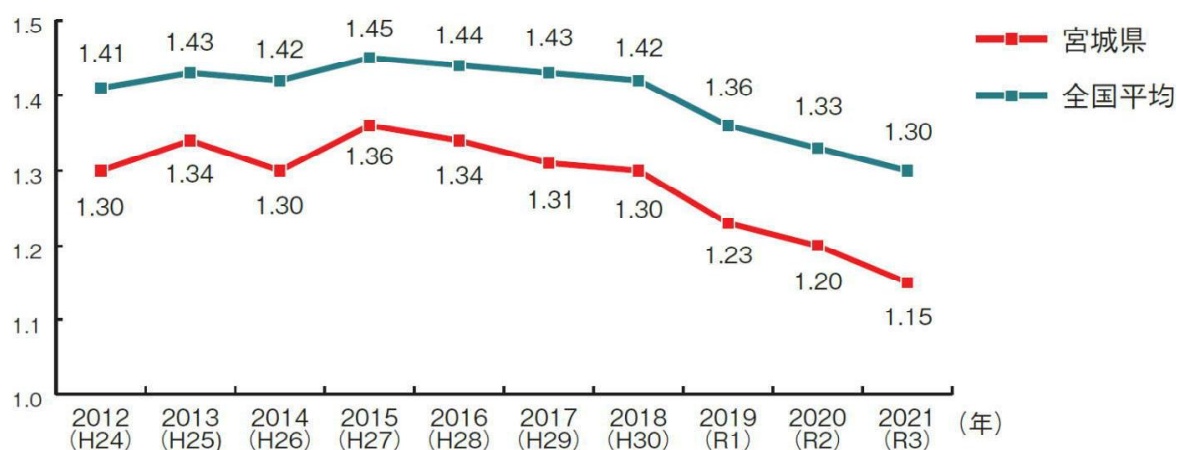
7年連続で低下、4年続けて過去最低を更新

村井県政で全国平均を上回ったことはなく  
～ 村井知事に少子化対策はあるのか?! ～

厚労省が公表（2022年6月）した「令和4年(2022)人口動態統計月報年計（概数）の概況」によると、宮城県の2022年の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に生む子どもの推定数）は1.09（前年比-0.06）と2016年から7年連続で低下し、4年続けて過去最低を更新しています。

都道府県別に見ても、東京都の1.04に次いでワースト2位となっています。

### 合計特殊出生率 宮城県



\* 2001年（平成13年）宮城県の合計特殊出生率の全国平均（1.33）と同水準。それ以降、全国平均には届いていません



子ども医療ネットワークみやぎ  
 “宮城県乳幼児医療費助成制度の拡充を！”  
 「子ども医療費助成制度アンケート」スタート！

あなたの要望を  
 仙台市と白石市、宮城県に届けます  
 子ども医療費助成制度について  
 アンケートに  
 ご協力ください



対象年齢が15歳までなのは  
 仙台市・白石市だけ

仙台市・白石市も18歳年度末まで無料にして！  
 仙台市は初診料ワンコイン負担もなくて！！

子どもの医療費助成は、保護者が経済的な不安を抱くことなく、子どもに必要な医療を受けさせる上で必要不可欠な制度です。市町村は県の乳幼児医療費助成制度（対象年齢：就学前、所得制限あり）を土台に、独自に上乗せし子どもの医療費助成を行っています。

市町村は子育て支援を最優先  
 でも制度に違いがあるのはなぜ？

宮城県は合計特殊出生率が全国で下から2番目。市町村は子ども医療費助成などさまざまな子育て支援を行っています。市町村によって違いがあるのは財政負担が大きいことを理由にあげています。



スポーツでケガをしたり、持病がある人もいます。高校生も助成してほしい！

10月から 塩釜市、富谷市が拡充

2023年10月から、塩釜市は所得制限を撤廃、富谷市は一部自己負担を廃止します。県内全てで所得制限が撤廃されます。ワンコイン負担があるのは仙台市だけ。

仙台市は4月から所得制限を撤廃しました  
 あとは18歳まで、ワンコイン負担なしに！

仙台市は、0～15歳の医療費助成の所得制限を撤廃し、約1万5000人が新たに助成を受けられるようになりました。予算は3億9407万円です。

拡充のための財源はある？

仙台市は大阪市について、政令市では2番目に多い1348億円の基金があります。（2021年度決算）

市長会から県に要望  
 対象年齢は18歳まで  
 所得制限も撤廃してほしい！

みんな宮城県の子どもたちです。  
 子育て支援の費用は市町村に押し付けず、県も半分負担するべきです。  
 県が対象を拡充すれば市町村の財政負担が減り、他の子育て支援を充実させることができます。

宮城県の制度拡充が必要です！

対象年齢は就学前までで、所得制限もあります。  
 全国の子どもの医療費助成はもっと進んでいる！

★18歳まで：7県

福島県、東京都、新潟県、静岡県、鳥取県、島根県、鹿児島県

★15歳まで：9県

★12歳まで：3県

「子ども医療ネットワークみやぎ」

2006年に県の制度拡充を求めて、以下の6団体で「乳幼児医療ネットワークみやぎ」を結成。2023年、名称変更。

宮城県母親大会連絡会 宮城県保険医協会  
 宮城県民主医療機関連合会 宮城県社会保険推進協議会  
 新日本婦人の会宮城県本部 宮城県保育関係団体連絡会

事務局／〒980-0022 仙台市青葉区五橋1-5-13-3F

新日本婦人の会宮城県本部 気付

TEL：022-262-5101 FAX：262-5430

mail：kodomoiryounetmiyagi2023@gmail.com

会のHPは  
 こちらから



アンケート送付先

- ①裏面に書き入れて左記へFAX・郵送、または 関係団体へお渡しください。
- ②下記のGoogleフォームQRコードから入力してください。



# 乳幼児等医療費に対する援助の実施状況＜市町村＞

(令和4年12月1日時点)

| No. | 市町村名  |          | 対象年齢 |      |      |     |       |        |        |        | 食事療養費 | 所得制限 | 一部自己負担の有無     |               |           | 直近の<br>制度改定時期 |
|-----|-------|----------|------|------|------|-----|-------|--------|--------|--------|-------|------|---------------|---------------|-----------|---------------|
|     |       |          | 3歳未満 | 4歳未満 | 5歳未満 | 就学前 | 9歳年度末 | 12歳年度末 | 15歳年度末 | 18歳年度末 |       |      | 自己負担額         |               | 対象年齢など    |               |
| 1   | 仙 台 市 | 通院<br>入院 |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | ●    | ●             | 500円／初診時      | 小学1年～中学3年 | R3.10.1       |
| 2   | 石 巻 市 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             | 500円／日(10日限度) | 小学1年～中学3年 | R4.4.1        |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 3   | 塩 竈 市 | 通院<br>入院 |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | ●    | —             |               |           | H29.10.1      |
| 4   | 気仙沼市  | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | R3.10.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 5   | 白 石 市 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | H28.10.1      |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 6   | 名 取 市 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | R4.10.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 7   | 角 田 市 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | R3.10.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 8   | 多賀城市  | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | R4.10.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 9   | 岩 沼 市 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | R2.10.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 10  | 登 米 市 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | H30.10.1      |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 11  | 栗 原 市 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | H28.10.1      |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 12  | 東松島市  | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | H29.4.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 13  | 大 崎 市 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | R4.10.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 14  | 富 谷 市 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | 半額    | —    | ●             | 500円／初診時      | 3歳～18歳年度末 | R2.10.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | ●    | 500円／日(10日限度) | 小学1年～18歳年度末   |           |               |
| 15  | 蔵 王 町 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | H28.10.1      |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 16  | 七ヶ宿町  | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | 全額    | —    | —             |               |           | H28.4.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 17  | 大河原町  | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | H28.4.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 18  | 村 田 町 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | H29.4.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 19  | 柴 田 町 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | R3.10.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 20  | 川 崎 町 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | 半額    | —    | —             |               |           | H29.4.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 21  | 丸 森 町 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | H27.10.1      |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | 全額    | —    | —             | —             |           |               |
| 22  | 亘 理 町 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | R4.10.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 23  | 山 元 町 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | R4.10.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 24  | 松 島 町 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | H28.4.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 25  | 七ヶ浜町  | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | R2.10.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 26  | 利 府 町 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | R3.4.1        |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 27  | 大 和 町 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | H28.4.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 28  | 大 郷 町 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | H28.4.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 29  | 大 衡 村 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | H23.4.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 30  | 色 麻 町 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | H27.4.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 31  | 加 美 町 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | H26.4.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 32  | 涌 谷 町 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | H29.4.1       |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 33  | 美 里 町 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | R4.4.1        |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           |               |
| 34  | 女 川 町 | 通院       |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | H27.10.1      |
|     |       | 入院       |      |      |      |     |       |        |        |        | 全額    | —    | —             | —             |           |               |
| 35  | 南三陸町  | 通院<br>入院 |      |      |      |     |       |        |        |        | —     | —    | —             |               |           | H28.10.1      |





## 2023年6月1日優生保護法訴訟仙台高裁判決に対する声明

2023年6月6日

優生手術被害者とともに歩むみやぎの会  
強制不妊訴訟不当判決にともに立ち向かうプロジェクト

私たちは、2018年に仙台地裁で始まった、優生保護法被害者の国への謝罪と補償を求める闘いに伴走する学生・市民の有志です。同法が長年にわたって許してきた凄まじい人権侵害の歴史を学び、見過ごされてきた当事者の「人生被害」に向き合い、国の責任を問うとともに、二度と同じことを繰り返さないよう、地域社会での「共生」の実現を目指して活動をしています。

2023年6月1日、仙台高等裁判所第1民事部（石栗正子裁判長）は、優生保護法被害者である控訴人らの請求を棄却する判決を言い渡しました。国による深刻な人権侵害を前にしながら、その被害回復の責任を見逃す冷酷な判断に、最大限の表現をもって強く抗議します。

判決では、優生保護法が憲法14条1項に違反することを認めました。しかしながら、被害者が強制不妊手術の被害を受けてから20年以内に裁判を起こすことは、「客観的におよそ不可能でありまたはその行使の機会がなかったとまではいえない」とし、除斥期間の適用を認めました。

一審判決以降、4年近くにわたり、控訴人らはさまざまな証拠や証言をもとに、除斥期間の適用が制限されるべきだと訴えてきました。にもかかわらず、被害者が裁判を起こせなかった事情は主観であり、客観的事実ではないと断じたのです。これは、時代背景や社会状況を見ない不合理な認定であり看過できません。控訴人らはいずれも15～16歳で、本人への説明もなく手術されており、当時は優生保護法による被害であることも知りませんでした。偶然家族の話によって不妊手術であったことを知ったからといって、その責任が国にあることを認識できるのでしょうか。ましてや、不妊手術という極めてセンシティブな個人情報まで30歳代半ばまでに弁護士等に告知し、同法の存在する差別的な時代に裁判を起こすなど不可能としか言いようがありません。

同法がなくなったあとも、本件の控訴人のひとりである飯塚淳子さん（仮名）は、証拠となる書類を手に入れることができませんでした。宮城県が本来保存すべき記録を焼却処分していたためです。法律家に相談をしても、「証拠がないので裁判をしても勝ち目がない」と言われていました。厚生省にも、「当時は合法・適法、謝罪も補償も調査もしない」と国の正当性を主張されました。このような状況のなかで、「制度さえあれば訴えられる」という論理はあまりにも非現実的であり、理不尽です。人権の砦であるはずの裁判所が、被害を訴えることの困難さに思いが至らないことに呆れ、激しい憤りを覚えます。

昨年大阪高裁から続く7つの勝訴判決は、正義・公平の理念に基づき、被害者が裁判に訴え出ることが不可能であったことの原因や背景を丁寧に認定し、被害者の実態に即した判断をしてきました。今回の仙台高裁判決は、これらの判例の積み重ねを無視し、現実を見ない判決であり、到底受け入れることはできません。

そもそも、障害のある人や社会的弱者が意思表示する機会を奪われたり、やっとの思いで伝えた言葉をまともにとりあってもらえなかったりする状況は過去のものではありません。障害者差別解消法があっても、人生の重要な事柄を自己決定する機会が十分に保障されているとは言えない現状があります。また、本人には直接説明されず、隣にいる介助者や通訳者に向かって話しかけられる場面は多くの障害者が経験しています。何もできない存在として、まるでいないかのように扱われることは今日でも珍しくないのです。

6月1日の判決言い渡し期日において、裁判長は、眼前にいる控訴人に対して、控訴棄却の理由さえ説明しませんでした。まさに上記で示したことに通ずる、控訴人や障害者を含む多くの傍



聴人を軽んじた態度であり、深い怒りと失望を感じています。こうした態度そのものが司法への信頼を損なうものであり、容易に訴えることができない現実を象徴しているかのようでした。

加えて、公表された判決文は、除斥期間の適用理由が示される部分において広範囲に黒くマスキングされており、読むことができなくなっています。弁護団によれば、その箇所で、控訴人の義姉を「義妹」と書き違えていることがわかりました。判決理由の根幹にかかわる部分を覆い隠したことは言語道断です。さらに、人物関係を誤って記載したまま気づかないことにも判決のずさんさが表れており、怒りを禁じ得ません。人を裁く立場にある裁判所や司法に携わる者は、自らの権力性・差別性を真摯に顧みて、目の前の当事者に誠実に向き合うべきです。

最後に強調すべきことは、このような許しがたい判決においても、優生保護法は憲法違反であり、被害は重大な人権侵害であったと認めている点です。国が被害回復から逃れ続けることは、何重もの人権侵害をいまだに続けていることにほかなりません。政府は、被害を訴える原告・控訴人らに会って話を聞き、一刻も早く直接謝罪をすべきです。また、現行の「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の運用にとどまらない、すべての被害者に対して、その被害に見合う補償と尊厳回復の措置を求めます。さらには、被害の実態調査と検証を行い、広く公表するとともに、人権教育の強化等、社会に染み付いてしまった優生思想を取り除くための政策をより一層進めるよう強く要請します。

以上